

第4章 本計画で取り組むこと

背景にある問題を踏まえて、基本方針を定めています。

計画内容の見方

基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加

【背景にある問題】

- ・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。
- ・地域で共通する関心事がなく、顔の見える関係づくりが難しくなっています。
- ・身近な人や地域の困りごとを知っても、どう対応したらいいか戸惑いがみられます。
- ・地域活動を新たに担う人が増えず、様々な活動が縮小したり終了したりしています。

(1) 地域やお互いを知る機会の充実

背景にある問題に対応するかたちで、取り組むべきことを位置づけます。

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。・地域で共通する関心事がなく顔の見える関係づくりが難しくなっています。 | <ul style="list-style-type: none">・福祉を学ぶ場の充実や地域活動に関する情報発信を通して、地域の困りごとや福祉について市民が知ったり、関心をもったりするきっかけをつくる必要があります。・地域住民同士の交流やボランティア体験といった機会の創出により、顔の見える関係づくりのきっかけをつくる必要があります。 |

[一人ひとりができること]

- ・子どもの登下校にあわせて散歩や玄関前のお掃除タイムをつくるなどして、隣近所の人と顔を合わせる機会をつくり、会釈やあいさつなどを通して関わりをつくります。
- ・地域の集まりや福祉について学べる場に参加します。また、家庭では、子どもたちから学校で学んだ福祉教育について話を聞いてみます。
- ・行政や社会福祉協議会のホームページなどを検索し、福祉の情報にふれてみます。

[地域でできること]

- ・地域活動の呼びかけ、店内や店先、配達先などで、住民とあいさつを交わし地域の顔見知りを増やしていきます。
- ・サロン活動、見守り活動など、住民同士が交流できて、声かけのきっかけとなる場をつくり、参加を呼びかけます。
- ・地域や職場で福祉について学ぶ場をつくります。
- ・地域の状況や福祉に関する情報の伝え方を工夫し、若い世代、働き盛りの方々の地域活動への参加と関心を高めます。

背景にある問題に対し、一人ひとりができること、地域でできることを位置づけます。

【社協の取組み】

社－１）住民同士の交流促進

| | |
|----------------|---|
| [事業内容] No.1 | ・サロン活動、ふれあいサロン、見守り活動など、住民同士が知り合い、声かけのきっかけとなる地域での交流を促進します。 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども未来課 |

施策に関する浦添市社協の具体的な取組みを位置づけています。

[連携先] は主に行政で、事業の実施にあたり協力や周知などを求める先です。

【行政の取組み】

行－１）地域に対する子どもの関心の醸成

| | |
|----------------|---|
| [主管課] | 学校教育課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.1 | ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じて、自治会行事への参加や、地域に関する講話を開催するなど、学校と自治会との交流を通して地域の歴史・文化にふれることで、子どもたちの地域への関心を高めます。 |

施策に関する浦添市の具体的な取組みを位置づけています。

[主管課] は事業の実施及び評価の主体となる課です。[連携先] は行政及び社協で、事業の実施にあたり協力や周知などを求める先です。

基本方針1. 地域の困りごとに取り組む市民の増加

【背景にある問題】

- ・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。
- ・地域で共通する関心事がなく、顔の見える関係づくりが難しくなっています。
- ・身近な人や地域の困りごとを知っても、どう対応したらいいか戸惑いがみられます。
- ・地域活動を新たに担う人が増えず、様々な活動が縮小したり終了したりしています。

(1) 地域やお互いを知る機会の充実

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地域に対して関心をもったり、地域の人と交流したりする機会が少なくなっています。・地域で共通する関心事がなく顔の見える関係づくりが難しくなっています。 | <ul style="list-style-type: none">・福祉を学ぶ場の充実や地域活動に関する情報発信を通して、地域の困りごとや福祉について市民が知ったり、関心をもったりするきっかけをつくる必要があります。・地域住民同士の交流やボランティア体験といった機会の創出により、顔の見える関係づくりのきっかけをつくる必要があります。 |

〔一人ひとりができること〕

- ・子どもの登下校にあわせて散歩や玄関前のお掃除タイムをつくるなどして、隣近所の人と顔を合わせる機会をつくり、会釈やあいさつなどを通して関わりをつくります。
- ・地域の集まりや福祉について学べる場に参加します。また、家庭では、子どもたちから学校で学んだ福祉教育について話を聞いてみます。
- ・行政や社会福祉協議会のホームページなどを検索し、福祉の情報にふれてみます。

〔地域でできること〕

- ・地域活動の呼びかけ、店内や店先、配達先などで、住民とあいさつを交わし地域の顔見知りを増やしていきます。
- ・ふれあいサロン活動、見守り活動など、住民同士が交流できて、声かけのきっかけとなる場をつくり、参加を呼びかけます。
- ・地域や職場で福祉について学ぶ場をつくります。
- ・地域の状況や福祉に関する情報の伝え方を工夫し、若い世代、働き盛りの方々の地域活動への参加と関心を高めます。

〔社協の取組み〕

社－１）住民同士の交流促進

| | |
|----------------|---|
| 〔事業内容〕 No.1 | ・サロン活動、ふれあいサロン、見守り活動など、住民同士が知り合い、声かけのきっかけとなる地域での交流を促進します。 |
| 〔連携先〕 | いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども未来課 |

社－２）学校における福祉教育の推進

| | |
|----------------|---|
| 〔事業内容〕 No.2 | ・行政や教育委員会、関係機関、障がい者団体及び当事者等と連携しながら、児童生徒を対象にしたボランティア体験学習や、様々な交流の機会を提供し、福祉教育の推進を図ります。 |
| 〔連携先〕 | 学校教育課 |

社－３）地域における福祉教育の展開

| | |
|----------------|--|
| 〔事業内容〕 No.3 | ・自治会などにおいて、福祉やボランティアに関する理解を深めるための福祉教育を展開します。 |
| 〔連携先〕 | いきいき高齢支援課、市民協働・男女共同参画課 |

社－４）地域活動等の情報発信

| | |
|----------------|--|
| 〔事業内容〕 No.4 | ・社会福祉協議会のホームページやSNSなどで、地域活動やボランティア活動などの情報発信を行うとともに、活動の“見える化”や内容の充実に努めます。 |
| 〔連携先〕 | — |

〔行政の取組み〕

行－１）地域に対する子どもの関心の醸成

| | |
|----------------|---|
| 〔主管課〕 | 学校教育課 |
| 〔連携先〕 | — |
| 〔事業内容〕 No.1 | ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じて、自治会行事への参加や、地域に関する講話を開催するなど、学校と自治会との交流を通して地域の歴史・文化にふれることで、子どもたちの地域への関心を高めます。 |

行－２）地域に対する子どもの愛着の醸成

| | |
|----------------|---|
| [主管課] | 学校教育課、こども青少年課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.2 | ・児童生徒などを対象としたボランティア体験や地域活動への参加などを通じて、地域への愛着や誇りを育みます。 また、地域に根ざした青少年団体活動の育成や活動を支援し、地域活動への青少年の参加を促進します。 |

行－３）福祉教育の実施

| | |
|----------------|---|
| [主管課] | 学校教育課 |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.3 | ・市教育委員会・学校・社会福祉協議会が連携し、市内全校（園）において、児童・生徒の発達の段階を踏まえた上で、地域の高齢者や特別支援学校などとの交流や体験学習機会の創出に努めます。 |

行－４）統合保育の実施

| | |
|----------------|--|
| [主管課] | こども未来課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.4 | ・保育所（園）において、障害のある子どもとない子どもを区別せず保育する統合保育を引き続き実施し、日ごろから多様性を認め合う心を育む環境を充実します。 |

行－５）地域での親子事業の実施

| | |
|----------------|--|
| [主管課] | こども未来課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.5 | ・子育て支援センターや認定こども園の子育て支援事業において子育て中の親子が気軽に立ち寄り、おもちゃや遊具で自由に遊んだり、地域の親子と交流したりする機会を増やしていきます。 |

行－６）高齢者などの交流機会の提供

| | |
|----------------|---|
| [主管課] | いきいき高齢支援課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.6 | ・生きいき健康クラブ、認知症カフェ、高齢者が集う場（通いの場）など、高齢者同士や地域の方が交流する機会を引き続き提供していきます。 |

行－7) 地域における学習機会の創出

| | |
|----------------|--|
| [主管課] | 市民協働・男女共同参画課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.7 | ・自治会などからの要望に応じて講師の情報提供や、公的な講座に関する周知・相談・コーディネート、事業とのタイアップを行うことで、学習機会の創出に努めます。 |

行－8) まちづくりふれあい出前講座の実施

| | |
|----------------|--|
| [主管課] | 市民協働・男女共同参画課、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、国民健康保険課、こども家庭課、市民課、都市計画課、防災危機管理課、消防本部 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.8 | ・市民主催の学習会で市の職員が講師を務める「まちづくりふれあい出前講座」を通じて、介護、障がい福祉、児童虐待防止、年金、健康保険、公共交通、防災などに関する学習を支援するとともに、各種講座の周知や利用促進に努めます。 |

行－9) 浦添市てだこ学園大学院における講座の実施

| | |
|----------------|--|
| [主管課] | 社会教育推進課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.9 | ・市内在住の60歳以上を対象とした「浦添市てだこ学園大学院」において、健康管理や地域社会福祉活動、市の地域福祉政策などに関する講座を実施します。 |

行－10) 自治公民館講座の開催

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 社会教育推進課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.10 | ・多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、地域住民に学習の機会を提供するほか、自ら企画する学習活動を通じて、自治公民館活動の活性化及び地域連帯意識の向上を図ります。 |

(2) 行動に移せる機会の充実

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---|--|
| ・身近な人や地域の困りごとを知っても、どう対応したらいいか戸惑いがみられます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・戸惑いの背景には、どう行動したらいいかが分からない（学んだ・知ったことをどう発揮したらいいか分からない）ことがあると考えられます。募金やボランティア活動など、できる人ができる時にできることを行動に移せるよう、機会の創出や情報提供等を行う必要があります。 ・行動したい人を受け入れるボランティア団体に加え、新たな地域福祉活動を起こしたい人などが活動しやすくなるよう、助成等の情報提供や支援を行う必要があります。 |

〔一人ひとりができること〕

- ・地域や福祉に関して学んだことを、できる時にできることから始めます。
- ・地域で開催されている行事や興味があるイベント、寄付などに参加します。
- ・地域活動やボランティア活動の情報を集め、やってみたい活動を見つけます。
- ・自分のもっている技術や知識を地域へ活かすため、浦添市ボランティア・市民活動支援センターに登録してボランティア活動を行います。

〔地域でできること〕

- ・地域や関係団体、企業・事業所、社会福祉法人は、自分たちの活動のPRをして協力・参加を呼びかけます。
- ・自分たちの専門性を活かし、社会福祉協議会や行政と連携しながら担い手を養成するための講座や研修会を開催します。
- ・地域のボランティアニーズを浦添市ボランティア・市民活動支援センターと情報共有し、ニーズに即した内容に対応できるよう、活動内容や担い手の更なる充実をめざします。

〔社協の取組み〕

社－１）ボランティア養成講座の開催

| | |
|----------------|---|
| [事業内容] No.5 | ・ボランティア活動に意欲はあるものの始め方が分からない人を対象に「ボラ塾」を開催することで、若年層をはじめ、より多くの人々が活動できるよう支援します。 |
| [連携先] | — |

社－２）ボランティア活動の支援

| | |
|----------------|--|
| [事業内容] No.6 | ・ボランティア団体・活動に対する支援・情報提供や、新たなボランティア活動支援などを行います。 |
| [連携先] | 市民協働・男女共同参画課、社会教育推進課 |

社－３）ボランティア環境の整備

| | |
|----------------|---|
| [事業内容] No.7 | ・年齢や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるように、ボランティアをしたい人や、ボランティアを受け入れる側への福祉教育を行います。 |
| [連携先] | — |

社－４）ボランティア活動支援体制の強化

| | |
|----------------|--|
| [事業内容] No.8 | ・ボランティア活動支援の中核として浦添市ボランティア・市民活動支援センターの機能を強化するために、人材の確保に努めます。 あわせて、浦添市ボランティア・市民活動支援センターの役割や機能などの周知をしていきます。 |
| [連携先] | ・市民協働・男女共同参画課 |

社－５）寄付や寄贈の呼びかけ

| | |
|----------------|--|
| [事業内容] No.9 | ・赤い羽根共同募金の活動などに加えて、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることを呼びかけます。 |
| [連携先] | 福祉総務課 |

社－６）民間企業等との連携の推進

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.10 | ・行政や商工会議所などと連携し、社会福祉法人や事業者などへ地域貢献活動への参加協力の呼びかけを行うとともに、地域自治会や支援団体などの活動と連携できるよう支援します。 |
| [連携先] | ・市民協働・男女共同参画課 |

社－７）大学と地域との連携促進

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.11 | ・ボランティアに関する研究者や、ボランティアに興味がある大学生と地域とのニーズのすり合わせを行い、連携を促進します。 |
| [連携先] | ・市民協働・男女共同参画課 |

【行政の取組み】

行－１）ボランティア希望のマッチング

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 市民協働・男女共同参画課 |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.11 | ・ボランティアを求めている住民や地域と、地域活動やボランティア活動をしたい住民・団体・事業者の情報やニーズを的確に把握し、マッチング等の中間支援を行えるよう努めます。 |

行－２）地域活動への参加促進

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 市民協働・男女共同参画課 |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.12 | ・浦添市まちづくりプラン助成金交付事業やてだこ市民大学・まちづくりアカデミーを通じて、地域活動への参加意欲を高め、活動や参加を促進していきます。 |

行－３）高齢者の活動参加の促進

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | いきいき高齢支援課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.13 | ・通いの場や地域活動の情報を高齢者に提供することで、地域活動への参加を促進します。 |

行－４）学習成果の地域への還元

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 市民協働・男女共同参画課、社会教育推進課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.14 | ・てだこ市民大学・まちづくりアカデミー、てだこ学園大学院、各種講座などの受講生が学んだ成果を、地域活動に還元できる仕組みを強化します。 |

行－５）活動助成金等の情報提供

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 市民協働・男女共同参画課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.15 | ・国や県、また民間企業などからの助成金などの情報を提供し、申請や有効活用への支援を行います。 |

(3) 地域福祉活動への支援

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---|--|
| ・地域活動を新たに担う人が増えず、様々な活動が縮小したり終了したりしています。 | ・自治会や民生委員・児童委員等、地域に根差した団体で、担い手不足が大きな課題となっています。各団体がどのような活動をしているのか、情報を発信していくとともに、団体に加入しやすい仕組みを整えることで、新たな担い手を確保していく必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・自治会や地域のことなどを調べます。
- ・自治会集会所に実際に行ってみます。地域で開催されている行事や興味があるイベントに参加します。
- ・市の広報誌や社協だより、行政や社会福祉協議会のホームページから、自治会や民生委員・児童委員等の地域で活動する人たちの取り組みを知り、仕事内容や役割について理解を深めます。

【地域でできること】

- ・転入者に対して、自治会や地域の関係団体（老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会など）へ加入を勧めます。
- ・地域のイベントや活動などを発信します。
- ・子どもや働きざかり世代、高齢者、性別や年齢、それぞれの関心ごとなどに即した活動内容を考え、参加を呼びかけます。
- ・企業・事業所も地域や行政などの実施する活動（地域見守りネットワーク事業など）に参加協力します。また、他の団体と連携や情報交換を強化し、活動内容を充実します。

【社協の取組み】

社－１）自治会に関する情報発信

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| [事業内容] No.12 | ・社会福祉協議会のホームページやSNSなどで自治会情報を発信します。 |
| [連携先] | 市民生活課 |

社－２）自治会加入の促進

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.13 | ・自治会、宅建業者会、行政との連携のもと、加入促進に向けた取り組みを進めます。 |
| [連携先] | 市民生活課 |

社－３）民生委員・児童委員への支援

| | |
|-----------------|---------------------------|
| [事業内容] No.14 | ・民生委員・児童委員の活動周知及び支援を行います。 |
| [連携先] | 福祉総務課 |

社－４）地域福祉協力員への支援

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.15 | ・地域福祉協力員の活動周知及び支援を行うとともに、担い手の確保に向けた養成講座を行います。 |
| [連携先] | 福祉総務課 |

社－５）地域見守りネットワーク事業の拡充

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.16 | ・日常業務のなかで地域住民のちょっとした異変に気付いた際に連絡・通報を行う「地域見守りネットワーク事業」の周知を行うとともに、協力事業者の拡充を図ります。 |
| [連携先] | 福祉総務課 |

社－６）浦添市地域見守りネットワーク協力団体連絡会の開催

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.17 | ・協定を締結した事業者に対して、事業者同士の情報共有の場として連絡会を開催し、地域の困りごとに関する情報提供や、事業者の地域貢献活動の促進に努めます。 |
| [連携先] | 福祉総務課 |

【行政の取組み】

行－１）自治会の活動支援

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 市民生活課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.16 | ・コミュニティ助成事業（一般財団法人自治総合センター）や、地域活性化助成事業（公益社団法人沖縄県地域振興協会）を活用し、自治会活動を支援します。 |

行－２）自治会に関する情報発信

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 市民生活課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.17 | ・市役所のホームページやSNS、広報誌などで自治会情報を発信するとともに、内容の充実を図ります。 |

行－３）自治会加入の案内・申込みの受付

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 市民生活課 |
| [連携先] | 市民課 |
| [事業内容] No.18 | ・役所における転入の届出の際、自治会加入のチラシを配付します。 また、市役所でも加入申込みを受け付けます。 |

行－４）自治会加入の促進

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 市民生活課 |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.19 | ・自治会、宅建業者会、社会福祉協議会、行政との連携のもと、加入促進に向けた取り組みを進めます。 |

行－５）事業者の自治会加入の促進

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| [主管課] | 市民生活課 |
| [連携先] | 産業振興課 |
| [事業内容] No.20 | ・自治会と連携し、市内事業者の自治会への加入・協力を促進します。 |

行－６）民生委員・児童委員及び母子保健推進員の充足

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課、こども家庭課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.21 | ・地域で相談対応などを行う民生委員・児童委員や母子保健推進員などの役割や活動についての周知を強化し、活動への協力を求めるとともに欠員の充足に努めます。 |

行－７）民生委員児童委員連絡協議会との連携

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課 |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.22 | ・民生委員・児童委員が地域活動する上で問題となっている点を行政、社会福祉協議会などが民生委員児童委員連絡協議会と共有し、円滑な活動に向け、改善支援を行います。 |

行－８）地域福祉活動・団体の周知

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課、障がい福祉課 |
| [連携先] | 市民生活課、市民協働・男女共同参画課 |
| [事業内容] No.23 | ・行政のホームページやSNS、広報誌などにおいて発信している、地域福祉などの活動や団体に関する情報の拡充に努めます。 |

行－9) 地域活動団体への研修情報の提供

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | いきいき高齢支援課、市民協働・男女共同参画課、社会教育推進課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.24 | ・地域で活動する自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、ボランティアなどの自主的な活動を促進するため、活動に必要な研修会などの情報を提供します。 |

行－10) 地域支援者への情報提供

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課、福祉総務課(室)、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課、こども未来課 |
| [連携先] | |
| [事業内容] No.25 | ・自治会長、民生委員・児童委員、保護司など地域支援者に対して、研修会などを実施し、福祉等に関する情報を提供します。 |

行－11) 地域活動団体等のネットワーク構築

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 市民協働・男女共同参画課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.26 | ・福祉活動のみならず、まちづくりの多様な団体同士が協力して効果的な活動が実施できるよう団体間、拠点間のネットワークの構築を目指します。 |

行－12) 地域見守りネットワーク事業の周知・拡充

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課 |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.27 | ・日常業務のなかで地域住民のちょっとした異変に気付いた際に連絡・通報を行う「地域見守りネットワーク事業」の周知を行うとともに、協力事業者の拡充を図ります。 |

行－13) 認知症高齢者等見守り SOS ネットワークの充実

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | いきいき高齢支援課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.28 | ・地域住民や市内事業所に見守り SOS ネットワークへの協力を呼びかけ、認知症高齢者等の普段からの見守りや、ひとりで外出して自宅に戻れなくなった場合に早期対応・発見できる体制を構築します。 |

基本方針2. 複雑化する困りごとへの対応強化

【背景にある問題】

- ・ 1つの課だけでは対応できない複雑化した困りごとを抱えた方が多くみられます。「コミュニティづくり推進委員会」で地域課題を共有できるようになってきましたが、解決や受け皿づくりにはまだ十分つながっていません。
- ・ 罪を犯してしまった人がうまく社会とつながれず再び犯罪を行う傾向がみられます。
- ・ コロナ禍による失業や収入減、物価高などの影響で、十分な食料を用意できない、家賃や光熱費などを払うのが難しいなど生活課題を抱える世帯が増えています。
- ・ ひきこもり支援を行うための庁内外の適切な連携体制が作れていません。
- ・ 経済的・社会的に厳しい立場に置かれた子どもへの支援の必要性が増えています。
- ・ 家族の看病や介護、身の回りの世話などを大人の代わりに行っている子ども（ヤングケアラー）がいることが分かっています。
- ・ 社会的に孤立し、困りごとを相談できないで抱え込んでいる方への対応が急務となっています。
- ・ 判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などを支援する成年後見制度の周知が進まない一方で、制度を必要とする高齢者等が増えています。

(1) 重層的支援体制への移行準備

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---|--|
| ・ 1つの課だけでは対応できない複雑化した困りごとを抱えた方が多くみられます。 | ・ 支援を行う課が連携し、複雑な困りごとでも丸ごと受け止められる体制を構築する必要があります。属性を問わない相談支援、地域資源を活かした参加支援、互助の関係で助け合える地域づくりなどを行うため、重層的支援体制整備事業等の活用を検討する必要があります。 ・ 複雑な困りごとを解きほぐすためには、相談支援員の対応力を向上させる必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・ 身近な家族や友人などの相談相手となります。
- ・ 困りごとがあったり身近に困っている人がいたりしたら、自治会や民生委員・児童委員など地域のひとに相談したり、市役所や浦添市社協の相談窓口を利用したりします。

【地域でできること】

- ・ 地域での解決が困難な困りごとは専門的な窓口につなぐなど、専門機関と協力しながら見守りや解決にむけて取り組みます。
- ・ 各種連絡会やケース会議などを通して、地域での困りごとを共有します。

〔社協の取組み〕

社－１）総合相談支援の実施

| | |
|-----------------|--|
| 〔事業内容〕 No.18 | ・生活課題の解決を図り、相談者が自立した生活を送ることが出来るように関係機関も含めた支援を行います。 |
| 〔連携先〕 | 福祉総務課（室）、保護課、いきいき高齢支援課 |

社－２）相談窓口の周知

| | |
|-----------------|--|
| 〔事業内容〕 No.19 | ・社会福祉協議会のホームページやSNS、社協だより等を活用し、社会福祉協議会の各種相談窓口を周知します。 |
| 〔連携先〕 | — |

社－３）連絡会・ケース会議の開催

| | |
|-----------------|--|
| 〔事業内容〕 No.20 | ・複雑化したケースに対応するため、各種専門機関と連携し連絡会やケース会議などで情報共有を進め、連携を強化します。 |
| 〔連携先〕 | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課 |

社－４）アウトリーチ支援の実施

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 〔事業内容〕 No.21 | ・自治会や民生委員と連携し困りごとを抱えている地域住民の把握に努めます。 |
| 〔連携先〕 | いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども未来課、こども家庭課、学校教育課 |

社－５）地域福祉人材・専門職の確保

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 〔事業内容〕 No.22 | ・地域福祉事業の推進に必要な職員の確保に努めます。 |
| 〔連携先〕 | 福祉総務課（室） |

社－６）相談員の対応力の向上

| | |
|-----------------|---|
| 〔事業内容〕 No.23 | ・職員間の連携や指導・助言（スーパーバイズ）、研修機会などを充実させることで、各種相談支援員の対応力の向上に努めます。 |
| 〔連携先〕 | — |

社－７）包括的相談支援体制のあり方協議

| | |
|-----------------|--|
| 〔事業内容〕 No.24 | ・専門職及び関係機関との顔の見える関係性を引き続き継続するとともに、浦添市における包括的な相談支援体制のあり方について行政及び関係機関と協議を進めます。 |
| 〔連携先〕 | 福祉総務課（室）、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、保護課、こども家庭課、こども未来課、学校教育課 |

【行政の取組み】

行－１）重層的支援体制整備事業の実施検討

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課（室） |
| [連携先] | 福祉健康部、こども未来部、教育委員会、産業振興課、建築営繕課、 その他関係各課 浦添市社協 |
| [事業内容] No.29 | ・重層的支援体制整備事業や、その移行準備事業の実施について検討を進めます。 |

行－２）相談支援体制の強化

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、いきいき高齢支援課、 こども政策課、こども未来課、こども家庭課、こども青少年課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.30 | ・各種相談支援のネットワーク拡充を主管課が支援し、相談の中で把握した複合的な問題や地域情報を庁内で共有しながら、問題を抱える住民とその世帯に対し、包括的な支援ができるよう体制強化に努めます。 |

行－３）相談支援員の対応力向上

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、いきいき高齢支援課、 こども政策課、こども未来課、こども家庭課、こども青少年課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.31 | ・複雑化する問題への対応力向上のために、相談支援員などを研修会に積極的に参加させます。 |

行－４）市民からの相談窓口の周知・機能の充実

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、いきいき高齢支援課、 健康づくり課、こども政策課、こども未来課、こども家庭課、 市民協働・男女共同参画課 |
| [連携先] | 市民生活課 |
| [事業内容] No.32 | ・地域包括支援センター、障がい者（児）基幹相談支援センター、児童センター、子育て世代包括支援センター、こども家庭センター、自立サポートセンター・てだこ未来、保健相談センター、社会福祉協議会、LGBTQ+電話相談など、市民からの相談窓口を周知するとともに、各拠点や相談窓口としての機能の充実を図ります。 |

行－５）福祉・保健に関する情報の提供・充実

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉健康部各課、こども未来部各課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.33 | ・福祉サービスや制度に関する市民の理解を促進するため、市広報誌やホームページ、SNSを通じて福祉・保健などの情報発信に努めるとともに、発信内容の充実を図ります。 |

行－６）アウトリーチによる支援

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課（室）、いきいき高齢支援課、こども家庭課 |
| [連携先] | 障がい福祉課 |
| [事業内容] No.34 | ・新生児や乳幼児のいる子育て家庭、ひとり暮らしの高齢者、ひきこもりによる生活困窮者などへの訪問事業などと連携して困りごとを把握するとともに、必要なサービスの利用の助言や相談に応じます。 |

|| コラム || 地域の民生委員・児童委員をご存じですか？

- ◆ 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。
- ◆ 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

【ご相談ください】

- ◆ 民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動をしています。福祉についてのご相談や困りごとがありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。
- ◆ お住まいの地域を担当する民生委員については、福祉総務課又は浦添市民生委員児童委員連絡協議会にお尋ねください。

浦添市福祉総務課 電話：098-876-1234（代表）

浦添市民生委員児童委員連絡協議会 電話：098-877-8278

(2) 地域課題への対応体制の強化

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティづくり推進委員会」で地域課題を共有できるようになってきましたが、解決や受け皿づくりにはまだ十分つながっていません。 | <ul style="list-style-type: none"> ・浦添市の各行政区には「コミュニティづくり推進委員会」が設置されており、地域の困りごとの把握、支援体制の検討などを行っています。引き続き、現状把握等に努めるとともに、地域資源を活用しながら支援体制を強化していく必要があります。 |

〔一人ひとりができること〕

- ・自分が住む地域の行政区コミュニティづくり推進委員会の活動内容を理解します。
- ・中学校区コミュニティづくり推進委員会の活動内容を理解し、中学校区ごとの地域福祉活動プランの取り組みに参加・協力します。

〔地域でできること〕

- ・行政区コミュニティづくり推進委員会の充実に取り組みます。
- ・中学校区ごとの地域福祉活動プランを地域に周知し、取り組みを進めます。必要に応じて中学校区コミュニティづくり推進委員会の中に部会を立ち上げ、より充実した地域課題への検討を行います。
- ・福祉や医療などの各専門家とともに、必要な支援メニューの検討開発に取り組みます。

〔社協の取組み〕

社－１）コミュニティソーシャルワークの実施

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.25 | <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区の担当コミュニティソーシャルワーカーが地域の困りごとを把握・受け止め、専門的な相談支援や必要なサービスなどへつなぎます。また、活動内容について広報を行います。 |
| [連携先] | — |

社－２）行政区コミュニティづくり推進委員会の開催

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.26 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民による見守り活動や地域課題解決に取り組む行政区コミュニティづくり推進委員会を開催し、コミュニティソーシャルワーカーが各種専門職、事業者、企業等と連携して支援します。 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |

社－３）中学校区コミュニティづくり推進委員会の開催

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.27 | ・中学校区コミュニティづくり推進委員会の開催を通じて、「地域住民の困りごと（ニーズ）の把握、課題の共有、支援の検討、新たな社会資源の創出」を行う仕組みの構築を図ります。 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |

社－４）ニーズに応じた専門部会の設置

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.28 | ・地域のニーズに応じて中学校区コミュニティづくり推進委員会に専門部会を設置します。 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |

社－５）中学校区別地域福祉活動プランの推進

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.29 | ・中学校区別地域福祉活動プランの推進に向け、中学校区内の資源の把握と企業・事業者、関係機関との連携充実を図ります。 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |

社－６）浦添市コミュニティづくり推進協議会の開催

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.30 | ・浦添市における福祉・保健・医療・教育などを中心としたコミュニティソーシャルワーク事業を推進するため、浦添市コミュニティづくり推進協議会を定期的開催するとともに、より具体的な協議が行われる体制をつくります。 |
| [連携先] | 福祉総務課（室） |

社－７）社会資源の把握と情報提供

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.31 | ・地域の社会資源を把握するとともに、各種コーディネーターやケアマネジメント担当者に対して、それらのサービスや資源の情報提供を行います。 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |

社－８）社会資源の創出

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.32 | ・地域の課題やニーズを踏まえ、地域住民、関係機関、企業などとの連携のもと、新たな社会資源の創出に努めます。 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |

社－９）地域福祉活動の財源確保

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.33 | ・「社協会費」、「寄附」及び「赤い羽根共同募金」の意義や用途などの周知に努め、地域福祉活動に必要な財源確保に努めます。 |
| [連携先] | — |

社-10) 企業等との連携による財源確保・創出

| | |
|-------------------------|--|
| <p>[事業内容] No.34</p> | <p>・社会福祉法人や企業などと連携・協働し、寄付型商品プロジェクトの実施や企業とのタイアップ事業による財源の確保・創出に努めます。</p> |
| <p>[連携先]</p> | <p>—</p> |

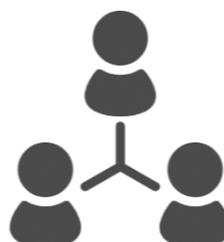
|| コラム || 中学校区コミュニティづくり推進委員会

浦添市の5つの中学校区では、福祉・保健・医療・教育等の視点から地域の支え合い活動の推進について協議することを目的に、コミュニティづくり推進委員会を設置しています。メンバーは中学校区内自治会長、民生委員・児童委員、校区内福祉・保健・医療・教育等関係者及びボランティア等 25名以内で構成されており、中学校区における総合的な相談支援体制や地域包括ケア支援体制に関すること、地域福祉活動を担う人材養成に関することなどが話し合われています。

避難訓練を行い、住民同士の声かけや助け合うことの大切さを学んでいる地域もみられます。



地域課題についてメンバーで話し合い
地域全体で支える仕組みを考える



(3) 生活困窮者等の自立支援

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍による失業や収入源、物価高などの影響で、十分な食料を用意できない、家賃や光熱費などを払うのが難しいなど生活課題を抱える世帯が増えています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に困窮している人などの早期発見に努めるとともに、食糧や居住費等の必要な支援を行っていく必要があります。 ・ 生活困窮者の早期自立に向けて、支援体制を整える必要があります。 |

[一人ひとりができること]

- ・ 生活困窮に対する理解を深めます。
- ・ 隣近所で生活困窮者などに気がついた時は、民生委員・児童委員などにつなげます。

[地域でできること]

- ・ 生活困窮に関する法律や制度などの勉強会などを行います。
- ・ 生活困窮者などへの、見守り・声かけを行うとともに、相談窓口へつなぎます。

[社協の取組み]

社－１）生活支援の実施・周知

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.35 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費や食糧支援などの支援を行います。また、社会福祉協議会のホームページやSNS、広報誌などで、生活困窮者自立支援制度などについて周知します。 |
| [連携先] | — |

社－２）生活困窮者の早期発見・連携支援

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.36 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員や地域福祉協力員と協力し、生活に困っている市民の早期発見に努め、各種関係機関等と連携し自立に向けた支援を行います。 |
| [連携先] | 福祉総務課（室）、保護課 |

【行政の取組み】

行－１）支援会議の設置・運営

| | |
|----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課（室） |
| [連携先] No.35 | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、国民健康保険課、 こども未来課、こども家庭課、こども青少年課、保護課 浦添市社協 |
| [事業内容] | ・生活困窮者自立支援法に基づいた支援会議の設置に取り組むとともに、設置後は関係機関・団体と連携しながら生活困窮者の自立に向けて支援します。 |

行－２）自立支援の実施

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課（室） |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.36 | ・生活困窮者の生活基盤の早期安定に向け、関係課との連携のもと、自立生活のためのプランの作成などを行う「自立相談支援事業」や、離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。 |

行－３）一時生活支援事業の実施

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課（室） |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.37 | ・ホームレスなど住居がなく生活に困窮している方に食事や宿泊場所の供与などを行う「一時生活支援事業」を通じて、自立に向けた相談支援を行います。 |

(4) ひきこもり支援の体制整備

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|------------------------------------|--|
| ・ひきこもり支援を行うための庁内外の適切な連携体制が作れていません。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりは顕在化しにくい場合が多いことを踏まえ、どのようなライフステージにあっても支援の手が差し伸べられるよう、関係機関が連携して状況を把握できる体制を整える必要があります。 ・ひきこもり状態にある人の社会参加、自立に向け、相談支援や就労支援等を行う必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの相談窓口にご相談します。
- ・複雑な悩みや問題を抱える人がいることを理解します。

【地域でできること】

- ・地域での見守りをする中で、顔を見かけなくなった人がいたら、行政や民生委員・児童委員などへ情報を共有します。
- ・職場や地域活動の場などにおいては、ひきこもり状態だった人が社会とつながれるよう、互いに支え合います。

【行政の取組み】

行－１）ひきこもり支援の実施

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | 福祉総務課（室）、保護課、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、こども家庭課、こども青少年課 |
| 〔連携先〕 | 産業振興課 |
| 〔事業内容〕 No.38 | ・様々な要因によりひきこもり状態となっている方に対し、訪問相談や活動場所の紹介など、関係機関の連携のもと支援を進めます。 |

行－２）ひきこもり支援に関する会議の開催

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | 福祉総務課（室） |
| 〔連携先〕 | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課、健康づくり課、保護課、こども家庭課、産業振興課、こども青少年課 |
| 〔事業内容〕 No.39 | ・生活困窮者自立支援法に基づく支援会議において、ひきこもり状態の方の情報共有を行うとともに、関係各課・機関と連携して支援に努めます。 |

行－３）ひきこもり状態にある障がい者への支援

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 障がい福祉課 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、浦添市社協 |
| [事業内容] No.40 | ・基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所が、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携して、ひきこもり状態にある障がい者を把握し支援に努めます。 |

行－４）こころの病がある方を対象とした「なかまクラブ」の運営

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 健康づくり課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.41 | ・精神科に通院・治療中で、自宅以外に他者との交流の機会が少ないひきこもり状態にある方に対し、社会生活への適応性を高めるための支援を行うことにより、自立及び社会参加の促進を図ります。 |

行－５）就労相談窓口の定期設置

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 産業振興課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.42 | ・就労に意欲・関心がある当事者やその家族からの相談に対応するため、市役所において定期的に「地域若者サポートステーション」による相談窓口の設置を図ります。 |

(5) 子ども支援対策の推進

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|--|--|
| ・経済的・社会的に厳しい立場に置かれた子どもへの支援の必要性が増しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもやその家庭が悩みや不安を抱えていないか、地域で見守り、気に掛ける必要があります。 ・支援が必要そうな子どもを見かけた際、適切な支援機関へつなげるために、住民及び地域、関係団体等が支援機関等の必要な情報を把握しておく必要があります。 ・支援機関では、学習支援や子どもの居場所を拡充し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する必要があります。加えて、その子どもの家庭に対する相談、就労、経済的支援を行えるよう、包括的な支援体制を整えていく必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・隣近所の子どもたちを気にかけて、見守ります。
- ・民生委員・児童委員、学校などを通じて支援につなげます。
- ・ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口に相談します。

【地域でできること】

- ・地域の子育てや支援を必要とする子どもを把握し支援します。
- ・自治会集会所などを居場所として利用していきます。

【社協の取組み】

社－１）発達の心配や障がいのある児童とその家族に関する相談窓口の周知

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.37 | ・社会福祉協議会のSNSや広報誌等を通して、子育てに関して心配のあるお子さんやその家族の相談窓口として、児童発達支援センターたんぽぽ（児童発達・保育所等訪問支援・相談事業所どんぐりの木）などについて周知を行います。 |
| [連携先] | 障がい福祉課、こども未来課、こども家庭課、学校教育課 |

社－２）障がいの特性に合わせた児童の発達支援とその家族への支援

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.38 | ・児童の発達特性に応じた児童発達支援を実施するとともに、それぞれの家庭環境に応じた家族支援を行います。 |
| [連携先] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、こども未来課、こども家庭課、学校教育課 |

【行政の取組み】

行－１）てだこ未来応援員（子どもの貧困対策支援員）の継続配置

| | |
|-----------------|---|
| 〔主管課〕 | こども家庭課 |
| 〔連携先〕 | — |
| 〔事業内容〕 No.43 | ・てだこ未来応援員（子どもの貧困対策支援員）を各中学校区に継続配置し、適切な支援につながっていない子どもの状況把握、学校や関係機関との情報共有、各種福祉サービスへのつなぎ、子どもの居場所づくりを支援します。また、研修会などを通じてスキルアップを図ります。 |

行－２）地域子ども子育て支援事業の充実

| | |
|-----------------|---|
| 〔主管課〕 | こども未来課 |
| 〔連携先〕 | — |
| 〔事業内容〕 No.44 | ・子育て世帯の教育保育に係る経済的な負担の軽減を図るために、保育施設などの保育料の軽減策及び病児保育など地域子ども子育て支援事業の充実を図ります。 |

行－３）こども食堂の設置・運営支援

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | こども家庭課 |
| 〔連携先〕 | — |
| 〔事業内容〕 No.45 | ・安全で安心できるこども食堂を地域で確保できるよう、その設置・運営の支援を進めます。 |

行－４）拠点型居場所の設置・運営

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | こども家庭課 |
| 〔連携先〕 | — |
| 〔事業内容〕 No.46 | ・浦添市てだこ未来拠点型居場所（あすてっぷ浦添）を運営し、こども食堂では対応が困難な子ども及びその保護者に対し、一人ひとりに応じてソーシャルワークを行いながら手厚い支援を行うことで自立を促します。 |

行－５）無料の学習塾の利用促進

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | こども家庭課 |
| 〔連携先〕 | 保護課、学校教育課 |
| 〔事業内容〕 No.47 | ・学習環境が整えられない児童生徒に対して、無料で学べる学習塾を提供し、学習支援を行います。また、連携課に情報を提供して学習塾の利用を促進します。 |

行－６）不登校などの児童生徒の支援

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | こども青少年課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.48 | ・義務教育段階の不登校などの児童生徒を対象に、教育相談室くくむい、適応指導教室いままじ、自立支援室ひなたにおいて、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行います。 |

行－７）不登校に関する相談支援の資質向上

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | こども青少年課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.49 | ・児童生徒の健全な成長を支援する教育相談員や、不登校児童生徒への支援を行う教育相談支援員などを対象に研修会を開催することで相談対応の資質向上を図ります。 |

行－８）不登校に関する相談支援の対応力向上

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | こども青少年課 |
| [連携先] | こども家庭課 |
| [事業内容] No.50 | ・増加傾向にある不登校児童や相談に対応していくため、沖縄県ひきこもり専門支援センターや関係各課・機関との連携強化を図るとともに、十分な人員の確保を図ります。 |

行－９）「愛の声かけ運動」・夜間街頭指導の実施

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | こども青少年課 |
| [連携先] | こども家庭課 |
| [事業内容] No.51 | ・学校と地域の協力のもと行っている、「愛の声かけ運動」（毎月第2木曜日）での早朝のあいさつや、「少年を守る日」（毎月第3金曜日）における夜間街頭指導を通じて、子どもたちの健全育成と地域住民との交流を促進します。 |

(6) ヤングケアラー支援の体制強化

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・家族の看病や介護、身の回りの世話などを大人の代わりにしている子ども（ヤングケアラー）がいることが分かっています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場との連携を図りながら、ヤングケアラーの実態を把握する必要があります。 ・支援が必要な児童生徒に対して、心のケアや学習支援等を行う必要があります。あわせて、家庭環境の改善を図るため、介護や育児など家庭が抱える問題を解決するための支援を行う必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・身近に気になる家庭があれば、話し相手になったり、必要があれば相談窓口を紹介したりします。

【地域でできること】

- ・行政やスクールソーシャルワーカーなどと連携し、家庭の見守りや声かけをします。

【行政の取組み】

行－１）ヤングケアラーの実態把握

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | 学校教育課 |
| 〔連携先〕 | — |
| 〔事業内容〕 No.52 | ・市内小中学校における生活アンケートや学級担任による教育相談などを通じて、ヤングケアラーの実態把握・早期発見に努めます。 |

行－２）ヤングケアラーへの対応・心のケア

| | |
|-----------------|---|
| 〔主管課〕 | 学校教育課 |
| 〔連携先〕 | こども家庭課 |
| 〔事業内容〕 No.53 | ・ヤングケアラーと思われる児童生徒に対して、生徒指導委員会で学級担任、支援員、教育相談担当教員などが対応方策を検討するとともに、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーと連携して心のケアに努めます。 |

行－３）ヤングケアラーの学びの保障

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 学校教育課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.54 | ・ヤングケアラー状態にあることで学びや進路の妨げにならないよう、関係各課及び機関と連携して児童生徒の生活・学習環境の改善を図るとともに、児童生徒への適切な支援について各学校に対して助言を行います。 |

行－４）ヤングケアラーの家庭への対応

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 学校教育課 |
| [連携先] | こども家庭課 |
| [事業内容] No.55 | ・ヤングケアラーと思われる児童生徒の家庭に対して、教育相談担当教員、スクールソーシャルワーカー、家庭相談員等が連携して家庭環境の改善を図ります。 |

行－５）ヤングケアラーの相談環境の充実

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | こども家庭課 |
| [連携先] | 学校教育課 |
| [事業内容] No.56 | ・ヤングケアラー状態にある児童生徒が相談できるよう家庭児童相談室について周知を図るとともに、SNSなどを活用して相談しやすい環境づくりに努めます。あわせて、ヤングケアラーコーディネーターの配置について検討します。 |

行－６）家族介護者の負担軽減

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | いきいき高齢支援課、こども家庭課 |
| [連携先] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、保護課、健康づくり課、学校教育課 |
| [事業内容] No.57 | ・ヤングケアラーを含む家族介護者からの相談等への対応を行うとともに、関係各課と連携し必要に応じて適切な相談窓口や支援につながります。 |

(7) 自殺対策の推進

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会的に孤立し、困りごとを相談できないで抱え込んでいる方への対応が急務となっています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自殺に追い込まれる状況に至った背景や心情などについて情報共有を行い、市民の理解を促す必要があります。また、ゲートキーパー養成講座などを通して、当事者を必要な支援につなげられる市民を増やす必要があります。 ・心の不調などを抱えている人自身やその周りの人が相談できる窓口を実施し、生きることの阻害要因を減らす支援に取り組む必要があります。 |

[一人ひとりができること]

- ・心の健康づくりの講演会などに参加し、メンタルヘルスなどに関心を持ち自分自身の健康管理に努めます。
- ・ゲートキーパー養成講座に参加し、支援者として地域活動などに取り組みます。
- ・ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会の窓口にご相談します。

[地域でできること]

- ・心の健康づくりへの理解とそれぞれの立場で支援が行えるよう講演会やゲートキーパー養成講座などに参加します。
- ・企業・事業所などにおいては、職員の心の健康維持に向け、ストレスチェック及びそれに基づく健康管理指導などを進めます。

[行政の取組み]

行－１）心の健康づくりに関する情報発信

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 健康づくり課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.58 | <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康づくりに関する市民の理解が深まるよう、市広報誌や市ホームページ、SNSなどを通じた情報発信、相談先の周知、各種講演会の開催などを行います。また、毎年３月の自殺対策強化月間、９月の自殺予防週間に合わせてパネル展を開催します。 |

行-2) こころの健康相談の実施

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 健康づくり課 |
| [連携先] | 障がい福祉課 |
| [事業内容] No.59 | ・心の不調を抱える住民への相談に対応するため、電話来所、訪問によるこころの健康相談を実施します。相談内容に応じて、関係機関と連携しながら早期対応に努めます。 |

行-3) ゲートキーパー養成講座の開催

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 健康づくり課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.60 | ・身近な人の心の不調に気づき、傾聴し、支援につなぐことができる市民が増えるよう、ゲートキーパー養成講座を開催します。 |

行-4) 自殺対策に関わる事業の進捗確認

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 健康づくり課 |
| [連携先] | 全課 |
| [事業内容] No.61 | ・浦添市自殺対策行動計画に位置づけられている「生きる支援関連施策」について、毎年度各課に進捗を確認し、事業の評価や情報共有を行います。 |

|| コラム || 地域見守りネットワーク事業

この事業は、地域見守りの協力団体として、各団体や企業等と協定を結び、日常業務のなかで郵便物や新聞がたまっているなどの「ちょっと気になる地域住民の異変」に気づいたときは、浦添市社会福祉協議会にご連絡いただくほか、緊急の場合には浦添警察署や浦添消防署に通報するなど、早期対応につなげることを目的としています。見守り協力団体の募集を随時行っております。ご賛同いただける団体・企業等からの申し込みをお待ちしております。

お問い合わせ先：

浦添市社会福祉協議会 電話：098-877-8226（代表）

浦添市福祉総務課 電話：098-876-1234（代表）

(8) 権利擁護の推進

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などを支援する成年後見制度の周知が進まない一方で、制度を必要とする高齢者等が増えています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などの支援が適切に行われるよう、全ての市民に対し成年後見制度等各種制度の周知を図るとともに、制度の円滑な利用に向け、支援に関わる人材や組織を充実していく必要があります。 ・虐待を許さない機運づくりと相談体制等の充実を図っていく必要があります。 |

[一人ひとりができること]

- ・権利擁護について、市広報誌や社協だよりなどを通じて、各種制度を理解します。
- ・近隣で制度利用が必要と思われる方には制度利用につなげるために地域の民生委員・児童委員などを紹介します。
- ・市や関係機関・団体が推進する虐待防止の取り組みなどを通して、あらゆる虐待の根絶について理解を深めます。
- ・虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報します。

[地域でできること]

- ・地域（自治会）などで、権利擁護の勉強会などを実施し、各種制度を理解します。
- ・住民で制度利用が必要と思われる方には、制度利用につなげるために民生委員・児童委員、浦添市社協、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などを紹介します。
- ・虐待などが疑われる時は、関係機関に通報します。

[社協の取組み]

社－１）日常生活自立支援事業等を通じた権利擁護の推進

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.39 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを利用する際の手続きや支払いなどのサポートを行う「日常生活自立支援事業」を通じて、高齢者や障がい者の権利擁護を推進します。 |
| [連携先] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課 |

社－２）日常生活自立支援事業に関わる人材の確保

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.40 | <ul style="list-style-type: none"> ・増加する「日常生活自立支援事業」の利用者及び利用待機者に適切に対応できるよう、専門員や生活支援員の確保について行政と協議し、人材の確保に努めます。 |
| [連携先] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課 |

社－３）日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携強化

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.41 | ・「日常生活自立支援事業」から「成年後見制度」に迅速につなげるため、「日常生活自立支援事業」の位置づけや、権利擁護をどう推進していくかについて、行政との定期的な協議に努めます。 |
| [連携先] | 福祉総務課（室）、障がい福祉課、いきいき高齢支援課、保護課 |

社－４）虐待防止に向けた体制整備

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.42 | ・虐待防止に関する周知依頼への対応や、虐待が疑われる場合の各種相談先・連携先の把握など、虐待の防止・早期発見に向けた適切な対応を行う体制整備に努めます。 |
| [連携先] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課、こども家庭課 |

【行政の取組み】

行－１）権利擁護に関する周知・広報

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課 |
| [連携先] | 浦添市社協 |
| [事業内容] No.62 | ・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などの権利を尊重し、擁護できるよう、権利擁護の必要性について周知や広報に努めます。 |

行－２）成年後見制度の周知及び利用支援の推進

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.63 | ・判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者を保護し、財産管理などを支援することを目的として制定された「成年後見制度」の利用促進に向けた周知や利用支援などを図ります。 |

行－３）法人後見等後見人確保の検討

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.64 | ・後見活動を安定的に行うため、法人後見支援事業の実施を検討します。また、市民後見人の育成、活動支援の方策について検討を行うとともに、併せて権利擁護を住民参画で進めるための支援を検討します。 |

行－４）中核機関の設置検討

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.65 | ・権利擁護事業（成年後見制度、日常生活自立支援事業など）がより円滑に行われるよう、中核機関の設置について、関係者、関係機関などとの連携のもと設置を進めます。 |

行－５）虐待等の早期発見・対応の充実

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課、こども未来課、こども家庭課、市民協働・男女共同参画課、学校教育課 |
| [連携先] | 保護課 |
| [事業内容] No.66 | ・児童、高齢者、障がい者（児）に対する虐待やDVの早期発見、早期対応を図るため、広報活動などを通じてあらゆる虐待などを許さない機運を高めていくとともに、相談先の周知や相談対応の充実、関係機関の連携を強化します。 |

行－６）共生型サービスのあり方検討

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 障がい福祉課 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課 |
| [事業内容] No.67 | ・障がいのある方が、介護保険が優先される65歳になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を引き続き利用できるよう、障がい者自立支援協議会などを活用して、共生型サービスの参入に関する事業者との意見交換に努めます。 |

基本方針3. いつまでも住み続けられるまちの実現

【背景にある問題】

- ・市民及び高齢者等当事者の避難行動要支援者制度の周知が進んでおらず、地域で避難行動支援を必要とする高齢者等の把握が不十分です。
- ・一方で、要支援者を支援する地域住民、自治会等地域関係者の関わる支援体制の整備や見守り活動が一部地域に留まっています。
- ・高齢などを理由に賃貸住宅への入居を断られるケースがみられます。
- ・高齢者や障がい者に利用しやすい移動支援が必要となっています。
- ・既存の公共施設、民間施設でのバリアフリー改修がなかなか進まない状況となっています。

(1) 災害時避難支援の強化

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び高齢者等当事者の避難行動要支援者制度の周知が進んでおらず、地域で避難行動支援を必要とする高齢者等の把握が不十分です。 ・一方で、要支援者を支援する地域住民、自治会等地域関係者の関わる支援体制の整備や見守り活動が一部地域に留まっています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難するのが難しい方がどこに住んでいるか、どんな支援を求めているか事前に把握しておく必要があります。 ・災害発生時には、避難行動要支援者の支援がスムーズに行われるよう、地域住民に対し、避難行動要支援者制度を周知するとともに、避難訓練等を通じ意識啓発や支援技術の向上等を図っておく必要があります。併せて、自治会、福祉サービス事業所等の地域資源を活かした支援が行えるよう、支援体制の充実を進めていく必要があります。 ・また、災害発生時に支援活動がスムーズに行えるよう、避難行動要支援者の日頃から見守り活動の推進に向け、関係機関の連携、見守り人材の確保等を進めておく必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・日頃から、隣近所の方々にあいさつし、顔見知りになります。
- ・自宅や職場近くの避難所の場所を確認したり、ハザードマップで危険な箇所を把握したりします。
- ・自宅や職場から避難所まで実際に移動してみて、自力で避難することができるか、子どもや高齢者を連れて避難する場合に気になることはないか確認しておきます。

【地域でできること】

- ・災害時避難行動要支援者について、関係者と情報共有を進めるとともに、日頃の見守り体制の検討などを進めます。
- ・地域支援者は、関係者と連携しつつ、要支援者の日頃の見守りなどを行います。

- ・災害時に地域の避難行動要支援者の支援が行えるよう、日頃から広報誌などを通じて、防災に関する知識を深め、地域の避難訓練などに参加します。
- ・災害時の対応力の向上を図るために、自治会や自主防災組織を中心に避難訓練などを実施します。
- ・自主防災組織がない地域では、市や社会福祉協議会などと連携し、防災に関連する勉強会を自治公民館などで開催し、自主防災組織の立ち上げに努めます。

【社協の取組み】

社－１）避難行動要支援者制度の周知

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.43 | ・社会福祉協議会のホームページや SNS、広報誌で避難行動要支援者制度や日ごろからの見守り活動について周知します。 |
| [連携先] | — |

社－２）防災や避難行動要支援者制度の勉強会の開催

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.44 | ・地域住民や自主防災組織等を対象とした、防災や避難行動要支援者制度の勉強会などを行政と連携し開催します。 |
| [連携先] | 福祉総務課、防災危機管理課 |

社－３）避難行動要支援者の見守り体制等を検討する場の充実

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.45 | ・避難行動要支援者の見守り体制を地域住民や関係機関とともに構築していきます。 |
| [連携先] | 福祉総務課 |

社－４）避難行動要支援者の防災訓練への参加支援

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.46 | ・自治会などが開催する防災訓練に、避難行動要支援者制度に登録している方々が参加できるよう支援します。 |
| [連携先] | 防災危機管理課、福祉総務課 |

【行政の取組み】

行－１）避難行動要支援者制度の周知

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課 |
| [連携先] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 浦添市社協 |
| [事業内容] No.68 | ・避難行動要支援者制度について、市広報誌や市ホームページ、SNSなどを通じて制度の周知を図ります。 |

行－２）個別避難計画の作成支援

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課 |
| [連携先] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課 浦添市社協 |
| [事業内容] No.69 | ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成に向け、関係機関と連携を図りながら、本人などへの周知と作成支援を進めます。 |

行－３）市民の避難行動要支援者支援に関する意識啓発等

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課、防災危機管理課 |
| [連携先] | 消防本部 |
| [事業内容] No.70 | ・地域住民に向け、自治会などでの避難訓練の実施などを通じて避難行動要支援者支援の意識啓発や避難支援の向上に努めます。 |

行－４）防災に関する講話の開催

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 防災危機管理課 |
| [連携先] | 消防本部 |
| [事業内容] No.71 | ・住民の防災意識の高揚や万が一の災害時に助け合う体制の整備に向けて、自治会、学校、福祉施設などで防災に関する講話を行います。 |

行－５）避難訓練の実施

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 障がい福祉課、いきいき高齢支援課、こども政策課、こども未来課、学校教育課 |
| [連携先] | 福祉総務課、防災危機管理課、消防本部 |
| [事業内容] No.72 | ・住民の防災意識の高揚や万が一の災害時に助け合う体制の整備に向けて、自治会、学校、福祉施設などでの避難訓練の実施やその支援を行います。 |

行－６）避難所・福祉避難所運営方法の検討

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 防災危機管理課 |
| [連携先] | 福祉健康部、こども未来部 |
| [事業内容] No.73 | ・避難訓練などを通じて避難所及び福祉避難所における必要なニーズを把握し、避難所の運営方法について関係各課や事業者と検討を行います。 |

行－ 7) 災害時要支援者が利用しているサービス事業所などとの連携

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 福祉総務課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.74 | ・登録者の日ごろの見守りが円滑に行えるよう、災害時要支援者の居住地域の自治会や関係機関、登録者が普段利用しているサービス事業所などとの連携を進めます。 |

行－ 8) 自主防災組織の設立支援

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 防災危機管理課 |
| [連携先] | 消防本部 |
| [事業内容] No.75 | ・住民の防災意識の高揚や万が一の災害時に助け合う体制の整備に向けて、自治会等の身近な範囲での自主防災組織の設立を支援します。 |

|| コラム || 地域での声かけや、ゆるやかな見守り活動にご協力をお願いします！

①まずは、会釈からはじめてみませんか！

- ◆ご近所で、人に会ったらあいさつや声かけをし、地域で顔見知りをつくるきっかけをつくりましょう。
- ◆あいさつが気恥ずかしいと思われる方は、会釈からはじめてみましょう。
- ◆職場内におけるあいさつ、店先で地域の方々へ声かけを行いましょう。

②普段の生活の中（散歩しながら、買い物しながら）で、いつもとは違う、何かおかしいと感じる人がいたら連絡を入れていただく、「ながら(●●●)見守り活動」にご協力をお願いします！

<ながら見守りのポイント>

- ◆地域で見守りの対象者を特定する必要はありません。散歩や買い物などの際、通り道の住宅をさりげなく気にかける。
- ◆郵便受けに新聞がたまっていないか、洗濯物や布団が取り込まれていない、夜でもカーテンがあいているなど、外部からさりげなく見守る。
- ◆テレビやラジオの音がずっと聞こえる。
- ◆異臭がする。 など

(2) 居住支援の強化

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|----------------------------------|---|
| ・高齢などを理由に賃貸住宅への入居を断られるケースがみられます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者がそれぞれの心身状態に応じた居住環境を確保できるよう、住宅改修事業の利用に向け、情報提供を進めていく必要があります。 ・高齢、障がい、子育て等を理由に入居が拒まれないよう、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅を確保するため、市営住宅入居支援や居住サポート事業等既存制度を活用していくとともに、新たな連携体制を構築していく必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・住宅確保に困っている高齢者、障がい者、子育て世帯などがいる事を知り、居住サポート事業等の既存制度の認知に努めます。

【地域でできること】

- ・居住サポートに関わる事業者は、居住サポートに関する情報を発信していきます。
- ・住宅確保要配慮者に対する居住支援の体制充実に向け、地域や住宅関連事業者等は、行政等との連携を強化していきます。

【社協の取組み】

社－１）住宅確保支援

| | |
|-----------------|--|
| [事業内容] No.47 | ・離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。 |
| [連携先] | 福祉総務課（室） |

【行政の取組み】

行－１）高齢者や障がい者の住宅改修に向けた情報提供

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.76 | ・介護認定を受けた高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、介護保険制度による住宅改修、障がい者の住宅改造費助成事業について情報提供を進めます。 |

行－２）高齢者や障がい者に関する居住サポート事業等

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.77 | ・高齢者や障がい者の地域における住まいを確保できるよう、沖縄県居住支援協議会などの動向を踏まえ、入居支援に関する居住サポート事業等の推進と利用を促進します。 |

行－３）住宅確保要配慮者への市営住宅等の供給及び住宅セーフティネット制度の普及

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 建築営繕課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.78 | ・高齢者、障がい者、子育て世帯（多子世帯）、低額所得者等住宅確保要配慮者に対し、市営住宅や市民住宅への入居機会を確保するとともに、住宅セーフティネット制度に関する各種取り組みの普及と利用を促進します。 |

行－４）浦添市居住支援協議会の設置検討

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 建築営繕課 |
| [連携先] | 福祉総務課（室）、保護課、いきいき高齢支援課、障がい福祉課、こども家庭課 |
| [事業内容] No.79 | ・住宅確保要配慮者の居住等支援の充実を図るため、市内の住宅関連事業者等との連携を進めていくとともに、居住等支援の検討の場となる浦添市居住支援協議会の設置を検討します。 |

(3) 移動支援の強化

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|---------------------------------|---|
| ・高齢者や障がい者に利用しやすい移動支援が必要となっています。 | ・高齢者や障がい者の外出時の移動が円滑に行われるよう、既存の移動支援サービスの充実を図るとともに、民間企業との連携等による新たな移動支援を検討していく必要があります。 |

〔一人ひとりができること〕

- ・地域で移動に困っている人のために、住民等が主体となる移動支援ボランティアに協力します。

〔地域でできること〕

- ・地域の企業・事業者、社会福祉法人などに協力を求めながら高齢者や障がい者の移動や買い物などの支援について検討をすすめます。

〔行政の取組み〕

行－１）高齢者や障がい者の移動支援サービスの利用支援

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | いきいき高齢支援課、障がい福祉課 |
| 〔連携先〕 | — |
| 〔事業内容〕 No.80 | ・高齢者や障がい者の外出を支援するため、移動の支援サービス（高齢者外出支援サービス事業、障害者移動支援事業）などの利用支援及びサービス内容の充実に努めます。 |

行－２）高齢者の新たな移動サービスの導入検討

| | |
|-----------------|--|
| 〔主管課〕 | いきいき高齢支援課 |
| 〔連携先〕 | 都市計画課 |
| 〔事業内容〕 No.81 | ・民間企業・事業者やNPO団体などの活用による高齢者の新たな移動サービスの導入を検討します。 |

(4) バリアフリー等の推進

| 背景にある問題（再掲） | 取り組むべきこと |
|--|---|
| ・既存の公共施設、民間施設でのバリアフリー改修がなかなか進まない状況となっています。 | ・高齢者や障がい者をはじめ、全ての市民にとって、バリアのない安全なまちを実現するために、公共施設等における段差の解消等バリアフリー化を進めるとともに、市民等の意識醸成に向け、浦添市福祉のまちづくり条例等の周知に取り組む必要があります。 |

【一人ひとりができること】

- ・地域で困っている人に気づいたら声かけやサポートを行います。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインなどのまちづくりに対して理解を深めます。

【地域でできること】

- ・ひとり暮らしなどの高齢者や障がい者などが安心して暮らせるよう、必要に応じて見守り、声かけを行います。
- ・沖縄県や浦添市の「福祉のまちづくり条例」などにもとづき、誰もが利用しやすい建物の整備やサービスの提供に努めます。

【社協の取組み】

社－１）バリアフリー等に関する啓発機会の確保

| | |
|-----------------|--------------------------|
| [事業内容] No.48 | ・バリアフリーに関する福祉教育の推進に努めます。 |
| [連携先] | — |

社－２）手話などのボランティア団体の周知

| | |
|-----------------|---|
| [事業内容] No.49 | ・「手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の担い手である手話や点訳、音訳などのボランティア団体などの周知を図ります。 |
| [連携先] | — |

【行政の取組み】

行－１）公共施設におけるバリアフリー化の推進

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 各公共施設所管課、道路課、美らまち推進課 |
| [連携先] | 建築営繕課 |
| [事業内容] No.82 | ・「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、既存の公共施設、道路、公園などのバリアフリー化を進め、その改善に努めます。新しくつくる公共施設についても、「沖縄県福祉のまちづくり条例」などに基づき、誰にでも利用しやすい環境（ユニバーサルデザイン）の整備を進めます。 |

行－２）民間施設におけるバリアフリー化の推進

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 建築指導課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.83 | ・民間の施設についてもバリアフリー化が図られるように、「沖縄県福祉のまちづくり条例」等の周知を行います。 |

行－３）沖縄県バリアフリーマップの周知

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 障がい福祉課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.84 | ・公共施設及び民間施設について、バリアフリー化の情報提供が適切に行えるよう、市ホームページ等を通じて「沖縄県バリアフリーマップ」の周知を進めます。 |

行－４）浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の周知

| | |
|-----------------|---|
| [主管課] | 障がい福祉課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.85 | ・手話言語等コミュニケーション手段の理解及び利用促進を図り、合理的配慮や環境整備を進めるために制定された「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について、当事者をはじめ地域に広く周知し、意思を伝えあう権利が尊重される社会を推進します。 |

行－５）浦添市福祉のまちづくり条例の周知

| | |
|-----------------|--|
| [主管課] | 福祉総務課 |
| [連携先] | — |
| [事業内容] No.86 | ・住民、企業・事業者、行政などが一体となって、誰にもやさしいまちづくりや共に生きる地域社会を進めていくため、「浦添市福祉のまちづくり条例」の周知を図ります。 |